

○東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例

別添資料3

昭和57年9月28日

条例第38号

改正 昭和61年3月20日条例第7号

昭和62年6月22日条例第19号

平成元年3月31日条例第17号

平成元年9月27日条例第36号

平成4年3月27日条例第8号

平成7年12月27日条例第35号

平成9年3月31日条例第12号

平成10年12月24日条例第54号

平成12年6月29日条例第55号

平成14年6月27日条例第38号

平成17年6月30日条例第24号

平成25年12月26日条例第50号

平成29年3月31日条例第8号

令和元年6月28日条例第16号

東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東海市立勤労センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 勤労者の福祉の増進を図るため、東海市立勤労センター（以下「勤労センター」という。）を東海市高横須賀町柵形1番地の7に設置する。

(開館時間)

第3条 勤労センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 勤労センターの休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(利用者の範囲)

第5条 勤労センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内（以下「広域的利用関係市町の区域内」という。）に在住し、又は広域的利用関係市町の区域内の事業所等に勤務しており、事業主に雇用されている者（以下「勤労者」という。）

(2) 勤労者で組織する団体（労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合で事務所の所在地が広域的利用関係市町の区域内にあるものを含む。以下「勤労者団体」という。）

2 市長は、管理上支障がないと認めるときは、前項に掲げる者以外の者にも利用させることができる。

(利用の許可)

第6条 勤労センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、勤労センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、勤労センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前2号のほか、勤労センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、勤労センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに同条第2項の規

定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（ロッカー及びシャワーの使用料を除く。）を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。
- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。
- (3) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。
- (4) 前3号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号から第3号までに該当する場合にあつては使用料の全額とし、同項第4号に該当する場合にあつてはその都度市長が定める額とする。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によつて施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、勤労センターの管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 勤労者福祉事業の計画及び実施に関すること。
- (4) その他勤労センターの管理に関し、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従つて、勤労センターの管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第7条まで、第9条及び別表備考第6号の規定の適用については、第3条及び第4条第2項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条から第7条まで、第9条及び別表備考第6号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第15条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に勤労センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、第10条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第10条から第12条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料金について準用する。この場合において、第10条中「別表に定める額の使用料」とあるのは「第15条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2

項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年11月6日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第7号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第19号)

この条例は、昭和62年8月28日から施行する。

附 則 (平成元年条例第17号)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成3年規則第34号で平成4年4月1日から施行)

2 改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可(施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。)の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表備考第5号に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則 (平成元年条例第36号)

(施行期日)

1 この条例中、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は平成元年10月1日から、第2条及び附則第4項の規定は市長が定める日から施行する。

(平成3年規則第35号で平成4年4月1日から施行)

(第1条の規定の施行に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、同条の規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 多目的ホールの暖房施設又は冷房施設を営利を目的として使用する場合は、前項

の規定にかかわらず、新条例の規定は、施行日以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。

（第2条の規定の施行に伴う経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第8号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第35号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第12号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表備考第6号に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則（平成10年条例第54号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料及び使用時間について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料及び使用時間については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の使用に係る新条例に定める第1研修室又は控室（2階）

の使用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成12年条例第55号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例第9条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第38号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に営利を目的として施行日以後の使用に係る各室の使用の許可を受けた半田市、常滑市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に事業所等を有する者からは、改正前の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例別表の規定にかかわらず、施行日前においても当該許可に係る新条例別表に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成17年条例第24号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により受けた同日以後の使用に係る使用の許可は、改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項（第14条第4項の規定が適用される場合にあつては、同項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成25年条例第50号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の公共的団体の事務室等の使用に係る使用料について適用し、同日前の公共的団体の事務室等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第8号）

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第16号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立勤労センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表（同表備考第7号を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する勤労センターの利用に係る使用料について適用し、施行日前に申請した勤労センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表備考第7号の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

会議室等の区分	利用時間の区分						
	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
小会議室	円 510	円 680	円 1,190	円 510	円 1,190	円 1,700	
第1研修室	1,430	1,910	3,340	1,430	3,340	4,770	
控室（2階）	190	250	440	190	440	630	
第2研修室	660	880	1,540	660	1,540	2,200	
視聴覚室	1,550	2,070	3,620	1,550	3,620	5,170	
第1会議室	1,030	1,380	2,410	1,030	2,410	3,440	
第2会議室	880	1,180	2,060	880	2,060	2,940	



第3会議室	660	880	1,540	660	1,540	2,200
控室(3階)	450	600	1,050	450	1,050	1,500
菖蒲庵	430	580	1,010	430	1,010	1,440
多目的ホール	9,290	12,390	21,680	9,290	21,680	30,970
さつきの間	1,460	1,950	3,410	1,460	3,410	4,870
トレーニングスタジオ	1時間につき 720円					

宿泊室の区分	単位	使用料
松の間・梅の間・桜の間・藤の間・萩の間	各室1泊	4,250円に、1人につき810円を加算した額
鶴の間・亀の間	各室1泊	6,980円に、1人につき810円を加算した額

#### 備考

- この表及び第6号の表において「1泊」とは、午後4時から翌日の午前10時までの間の利用をいう。
- トレーニングスタジオを利用する場合において、利用の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 営利を目的として利用する場合は、この表、次号又は第6号の表に定める使用料の3倍の額（広域的利用関係市町の区域内に事業所等を有しない者にあつては、5倍の額）とする。
- 会議室等を午後9時を超えて利用する場合は、超過時間1時間（1時間未満は1時間とする。第6号において同じ。）につき、この表に定める夜間の使用料の1時間に相当する額（10円未満の端数は切り捨てる。）（トレーニングスタジオを利用する場合にあつては、720円）とする。
- ロッカー（トレーニングスタジオ内に設置するものを除く。）及びシャワーの使用料は、1個1回につき100円とする。
- 市長は、必要があると認めるときは、さつきの間を10人以上の団体の宿泊

のために利用させ、宿泊室を会議、研修等のために利用させることができる。

この場合における使用料は、次の表のとおりとする。

利用室の区分	単位	使用料
さつきの間	1泊	15,060円に、1人につき810円を加算した額
松の間・梅の間・桜の間・藤の間・萩の間	各室 1時間	150円
鶴の間・亀の間	各室 1時間	250円

7 次の表の左欄に掲げる用途に使用する場合は、同表右欄に掲げる額とする。

この場合における使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

用途	使用料
公共的団体の事務室	1月（1月未満は1月とする。以下同じ。）につき、市長の定める建物評価額に100分の2.75を乗じ、12で除して得た額
公共的団体の車庫及び倉庫に供する土地	1月につき、当該使用に係る土地の当該年度の固定資産税課税標準額相当額（近傍類似の土地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格をいう。）に100分の3を乗じ、12で除して得た額
自動販売機の設置	販売額に100分の11を乗じて得た額